

建築工事 熱中症対策 特記仕様書

熱中症対策として別表の一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、遮光ネット(足場に設置するものに限る)、等）を実施する場合については、受注者発議により受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更を行う。なお、協議に基づく実施状況は、別紙報告書により監督員に報告する。

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費及び現場管理費等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服
- ・ ドライミスト
- ・ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 等

【留意事項】

- ・ 別表の一般的な熱中症対策に関する項目が別途に行われることを上記協議の前提とするが、必ずしも別表の全項目の実施を必須要件とするものではなく、工事毎の特性に応じた項目を対象とする。
- ・ 別表の項目以外の対策実施を設計変更の対象とする場合には、これらの実施は工事成績評価における評価（創意工夫）の対象とならない。